

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十三号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------------------------|--|---|
| <p>第十三条（略） （特別休暇）</p> | | <p>第十三条（略） （特別休暇）</p> | |
| <p>休暇を受ける場合 （略）</p> | <p>期 間 （略）</p> | <p>休暇を受ける場合 （略）</p> | <p>期 間 （略）</p> |
| <p>七（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>七（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>八 公務上の又は通勤（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）（第二条の二第一項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病</p> | <p>（略）</p> | <p>八 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）（前号に掲げるものを除く。）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十 女子職員が生理により勤務することが困難であると認められる場合 （略）</p> | <p>（略）</p> | <p>十 女子職員の生理 （略）</p> | <p>二日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間 （略）</p> |
| <p>2（略）</p> | | <p>2（略）</p> | |
| <p>3 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号の二、第</p> | | <p>3 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号、第十六</p> | |

十六号、第十九号及び第二十号並びに前項の表第三号の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|-----|-----|
| 第一項の表第八号の二 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

4 (略)

第十四条 (略)

2 前条第一項の表第八号の二、第十号、第十六号から第十八号まで及び第二十号並びに同条第二項の表第三号に規定する特別休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

3 (略)

号、第十九号及び第二十号並びに前項の表第三号の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|-----|-----|
| 第一項の表第八号 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

4 (略)

第十四条 (略)

2 前条第一項の表第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十号並びに同条第二項の表第三号に規定する特別休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

3 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。